

文部科学大臣
林 芳正 様

全国都道府県教育長協議会
会 長 中 井 敬 三

調査書の電子化に向けた考え方等に関する意見について

大学入学者選抜については、これまで高大接続システム改革会議等において、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の十分な評価とともに、調査書や大学入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」についての評価を重視すべきとなされたところです。

また、大学入学前の多様な学習や活動の履歴、大学における学修への意思や意欲等をより適切に評価するため、「調査書」の在り方を見直し、提出書類のより積極的な活用を促すとともに、多面的な評価の充実のため、調査書の電子化などの取組を図ることとされています。

そのほか、入試ミスの防止や迅速な対応のためのルール及び、「学校推薦型選抜」における判定結果を「一般選抜」の試験期日の10日前までに発表するルールについての対応等あらゆる方策を検討する必要があることから、下記のとおり意見を申し上げます。

記

I 調査書の電子化に向けた考え方

1 電子化に向けた対応

(1) 調査書の様式について

「大学入学者選抜実施要項」において、調査書の様式で求めている学校長等の押印について、高等学校等と大学の双方が、調査書を電子データで授受することに合意した場合、例外として、学校長印及び記載責任者印の押印を省略することができる旨を設けることは、妥当であると考える。

ただし、調査書の作成は、限られた出願期間での対応となることから、高等学校等の負担を軽減するため、大学によって取扱いが異なるといった事態が生じないように、統一した基準を示していただきたい。

(2) 調査書の信頼性について

調査書の電子化に向けたシステムの構築については、学校長等の押印を省略した場合であっても、それが正式な文書であることが証明できるようにするとともに、改ざんができない仕組みとすることが重要と考える。

2 電子化する上での留意点

(1) 様式について

「調査書の電子化を行うにあたり、大学は募集要項等において、高等学校等に対し、提出にあたって必要な事項を明記する」とある。

現行の調査書を作成するための校務支援システム等は、各都道府県でそれぞれ独自に運用しているため、それらシステムとの共通のフォーマットやコード体系で組まなければ、データの活用が円滑に進まないことが予想される。したがって、すべての大学に対して同じ様式、項目で発信できるよう、電子データのファイル形式や項目の統一をしていただきたい。

(2) データの授受について

個人情報の取扱いについては、各都道府県で定められており、データの授受方法によっては、それに抵触することが懸念されることから慎重な検討が必要である。

送受信時のトラブルを防ぐためにも、大学側が電子データを受信したことを送信側である高等学校等が確実に確認できるシステムの構築が求められる。

万が一、システムトラブルにより出願ができなかった生徒が生じた場合には、対象生徒への救済措置も検討する必要がある。

(3) 既卒者等の取扱いについて

電子化される前の対象生徒の調査書については、引き続き紙面での提出となることが想定されるため、その取扱いについて検討する必要がある。

3 調査書の電子化の普及

多面的な評価を充実させるために、提出書類の積極的な活用を図るといふ高大接続改革の趣旨は重要であると考ええる。

そのため、「調査書の電子化は、一斉にすべての大学及び高等学校で実施できるものではなく、それぞれの個別の状況に応じ取組が進むもの」とあるが、紙と電子の調査書が混在することにより、事務手続が煩雑になることが懸念され、手続上のミスを誘発することにもつながる恐れがあることから、出来るだけ早期に、すべての大学、高等学校等で一斉に実施できるようにすることが望ましいと考える。

したがって、現行の校務支援システム等のデータを活用できるよう十分

配慮するとともに、セキュリティ対策など必要な条件整備をはじめとする円滑な実施のための支援を積極的に進めていただきたい。

Ⅱ 入試ミスの防止や迅速な対応のためのルール

入試ミスは、受験者本人はもちろんのこと、家族や周囲に与える影響が大きく、決してあってはならない。

平成31年度の大学入学者選抜実施要項（案）においては、試験問題や解答を「原則として公表するものとする。」としているが、解答例についても積極的に公表することが望ましい。

また、受験者本人への成績開示については、原則開示するとともに、採点した答案の開示においても対応することが望ましいと考える。

さらに、作問者以外による問題の妥当性の検討や民間教育機関による解答例の照合等を充実させる等、合格発表前のチェック機能の充実を図る必要がある。

なお、試験実施中にミスが発覚した場合の対応については、様々な場面を想定して、対応策を早急に検討すべきである。

Ⅲ 「学校推薦型選抜」における判定結果を「一般選抜」の試験期日の10日前までに発表するルール（10日前ルール）についての対応案

「大学入学共通テスト」を活用する学校推薦型選抜を円滑に実施するため、現行の「大学入学者選抜実施要項第4の4」に規定されている「推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を**年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。」ことについて、改正案では「その判定結果を一般入試の試験期日の10日前（学校推薦型選抜で「大学入学共通テスト」を活用する場合は、前日）までに発表する。」としている。

このことについて、一般入試前日に判定結果が判明することは、受験者に心理的負担を与えかねないだけでなく、受験者の居住地によっては、一般入試の前日より前に試験会場へ移動する必要があるが、移動前に合格していることが判明していれば、受験する必要がなくなり、それにかかる交通費や宿泊費等の余計な費用を負担する必要もなくなる。

このことから、都道府県によっては「10日前」は維持されるべきとの意見もあるため、改正案の「前日」とすることについては、受験者が学校推薦型選抜の結果を受けて一般入試に対応することができるための時間的余裕を確保できるよう慎重に検討する必要がある。